

4 地域産業振興関係

ア 地域活性化

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
食品衛生法に基づく許可基準の柔軟運用 (厚生労働省)	a 施設基準については、当該「しんしゃく」の運用について可能である旨、各地方公共団体に再度周知する。	計画・地域ア	措置		
	b 複数の地域をまたがる事業展開のコスト負担を軽減するための必要な仕組みを構築することができるよう、各地方公共団体に対して、技術的助言を行う。		措置		
地域の特徴を活かした特定保健用食品の製造・販売に係る申請手続きの簡素化 (厚生労働省)	申請の際に必要なとなる審査書類について、真に必要なものにとどめるよう必要な場合には検証することなどにより、審査の迅速化や申請に係るコスト削減に取り組む。	計画・地域ア	逐次実施		
ボランティア有償運送の促進について (国土交通省)	a 改正後の道路運送法(以下「改正法」という。)施行後のボランティア有償運送の実態を把握し、制度の適切な運営を図るため、関係機関と連携して改正法の施行状況のフォローアップを行う。	計画・地域ア a	措置済		
	b 改正法の施行状況のフォローアップの結果等も踏まえつつ、登録等を要しない運送の態様や運営協議会における議事手続の明確化、運営協議会の運営における透明性の向上など、わかりやすさに配慮した新たなガイドブックの作成や説明会への参加などを通じて、改正法の趣旨や制度内容の周知を図る。	計画・地域ア b	措置済		
	c 地方運輸局等においてボランティア有償運送を実施しようとする者や地方公共団体などからの問合せに答える相談窓口を明確化し、当該相談窓口においてボランティア有償運送をめぐる相談者からの相談に応じるとともに、必要に応じ問題の具体的解決に向けた関係者への働きかけ等を行う。	計画・地域ア c	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
	d ボランティア有償運送をめぐる問題を収集し、同種の問題を抱える者の参考に供するため、相談窓口寄せられた相談事案、問題解決に至るプロセス等を相談者等のプライバシーに配慮しつつホームページ上で公表することを通じボランティア有償運送に関する情報を幅広く関係者に提供すべく必要な措置を講ずる。	計画・地域ア d		措置	
地域活性化に資する屋外広告物の道路占用について (国土交通省)	道路空間を有効活用することを通じた民間の自主的な地域活性化への取組みを促進すべく、まちづくり団体が広告収入を街路灯や沿道の植栽の整備、オープンカフェのような地域活性化イベントなどのために使用する場合における屋外広告物の占用について、道路管理者が道路占用の許可を適切に判断できるよう、道路交通の安全を確保しつつ、必要に応じてまちづくり団体や地方公共団体等の意見、要望等を把握した上で、占用主体、占用場所、占用物件の構造などの占用許可基準を定め、周知する。	計画・地域ア	措置		
工場立地の規制等について (経済産業省)	a 今般の「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の立案に伴って、中央省庁横断的な連絡会を立ち上げるなど体制整備を構築したところであるが、迅速な企業立地を促進する観点から、中央のみならず各地域ブロックにおいても横断的な連絡会を立ち上げる。	計画・地域ア a	措置済		
	b 地域ブロック連絡会の設置状況や地方公共団体の取組事例等について公表する。	計画・地域ア b		逐次実施	
	c 企業立地に係る専門家の活用を進めつつ、関係省庁の連携の下、事業者の具体的ニーズに基づき不断の取組を行う。	計画・地域ア c	逐次検討・結論・実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
工場立地法における生産施設面積率の見直し (経済産業省)	工場立地法における生産施設面積率の見直しを行い、40%が上限となっている生産施設面積率の引き上げを措置する。	重点・地域(3) ア〔計画・地域アd〕	検討・結論	平成20年度前半までに措置	
工場立地法における緑地面積率基準に係る運用の見直し (経済産業省)	a 工場の敷地外に緑地が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしていることとみなすことができることとする。	重点・地域(3) イ〔計画・地域アd〕	検討・結論	平成20年度前半までに措置	
	b 工場敷地の周辺部に立体的に見て十分な緑の量が確保できる場合には、緑地面積率基準を満たしていることとみなすことができることとする。	重点・地域(3) イ〔計画・地域アd〕	検討・結論	平成20年度前半までに措置	
農地法等に基づく処理の迅速化 (農林水産省)	優良農地の確保に配慮しつつ、今般成立した「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく工業用地のための農林水産大臣許可事案の農地転用については、基本計画への同意後改めて事前審査を課さないことにより、審査期間を短縮する等、農地法等に基づく処理の迅速化に取り組むべく必要な措置を講ずる。 【平成19年6月25日農林水産省農村振興局長通知】	計画・地域ア	措置済		
地方公共団体におけるリースバック方式の活用 (総務省)	地方公共団体が保有する行政財産たる庁舎の用途廃止を行い普通財産に転換した上で第三者に売却し、当該第三者との間で地方公共団体が改めて賃貸借契約を締結して、賃借人たる地位において庁舎等の使用を継続するという形態で、リースバック方式を活用することは可能である場合がある旨を助言する。	重点・地域(1)	措置		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
保育所の財産処分手続きに関するマニュアルの策定等 (厚生労働省)	地方公共団体の事務の効率化を図る観点から、保育所の財産処分手続きに関するマニュアル等を策定した上で、地方公共団体への配布等を行い、保育所の財産処分手続きを周知する。	重点・地域(2)ア	措置		
農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分における特例措置の拡大 (農林水産省)	a 農林水産省の補助を受けて整備された施設の財産処分について、国庫補助金返還の特例措置の適用対象となる補助事業の拡大について、地方公共団体の要望調査を実施する。	重点・地域(2)ア	措置		
	b 地方公共団体の要望調査の結果を踏まえ、適用対象となる補助事業の拡大及び農林水産業以外の施設として無償譲渡する際の国庫補助金の返還の取扱いに関し、必要な運用の改善について検討する。	重点・地域(2)イ		検討	
国庫補助金を受けて整備された一般廃棄物焼却施設の財産処分における運用の改善等 (環境省)	a 市町村合併に伴い、耐用年数に達する前に施設を廃止した場合における国庫補助金相当額に係る返還額の算定については、その使用年数が加重平均耐用年数を超えない施設についても、加重平均耐用年数を超えた施設と同様の取扱い(以下「市町村合併に伴う特例」という)ができるようにする。	重点・地域(2)ア	措置		
	b 地方公共団体における事務負担の軽減を図る観点から、市町村合併に伴う特例の措置状況を含めた、現行制度の運用についてマニュアル等を策定する。	重点・地域(2)イ	措置		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
構造改革特別区域法における酒税の特例 (内閣官房、財務省)	a 構造改革特別区域内において地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を果実酒については2キロリットルに、リキュールについては1キロリットルに引き下げる。 【第169回国会に係る法案提出】	重点・地域(4)	法案提出		
	b 構造改革特別区域内において農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するため、果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準(現行6キロリットル)を適用しない。 【第169回国会に係る法案提出】	重点・地域(4)	法案提出		
みなし製造の規定の適用除外 (財務省)	酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において課税済みの蒸留酒類と他の物品(酒類を除く。)との混和をする場合には、一定の要件の下、みなし製造の規定を適用しない。 【第169回国会に係る法案提出】	重点・地域(4)	法案提出		
NPO等の非営利団体が新エネルギーを導入する場合に利用できる債務保証制度の運用について (経済産業省)	「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」第8条に規定する主務大臣の認定を受けた「利用計画」に従って新エネルギー導入事業を行う場合には、債務保証制度が利用できることを明確化し、周知する。	別表1-5	措置済		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
P F I 事業における要求水準書の明確化・定量化 (内閣府)	「P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 」(平成19年11月15日)を踏まえ、要求水準の具体的な作成のあり方を示す指針を作成するとともに、対話方式の具体的な手順について「P F I 事業実施プロセスのガイドライン」に盛り込む。	別表2 - 1		措置	
P F I 事業における発注者・事業者のリスク分担の適正化 (内閣府)	「P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 」(平成19年11月15日)を踏まえ、リスクマネジメント等を行う際に実務的におさえるべき点について具体的な指針を示すとともに、実際に実施された事業において顕在化したリスク事例をまとめたデータベースを作成する。	別表2 - 2		措置	
P F I 事業者選定手続きにおける透明性の確保・向上 (内閣府)	「P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 」(平成19年11月15日)を踏まえ、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」の趣旨を周知徹底するとともに、非選定事業者に対し管理者等が落選理由について、対面かつ口頭で行う説明の具体的なあり方等について検討し、「P F I 事業実施プロセスに関するガイドライン」に位置付け、公表すること等により、事業者選定手続きの透明性のさらなる確保をはかる。	別表2 - 3		措置	
P F I 事業における落札後の契約見直しに関する対応の柔軟化 (内閣府)	「P F I 推進委員会報告 - 真の意味の官民のパートナーシップ(官民連携)実現に向けて - 」(平成19年11月15日)を踏まえ、落札後の契約変更のあり方を整理し、明らかにするとともに、当初定めた要求水準書の内容の変更に適切に対応するメカニズムについて「標準契約書モデル及びその解説」に位置づける。	別表2 - 4		措置	

イ 国の過剰関与の問題

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
公営住宅家賃の決定について (国土交通省)	公営住宅の家賃の算定方法に関し、地方公共団体の家賃決定、特に応益部分(家賃算定基礎額以外の部分)についての地方公共団体の裁量の範囲を拡大する方策を検討する。 【平成19年12月27日国土交通省住宅局長通知】	計画・地域イ	措置済		
防除作業における国の関与について (農林水産省)	都道府県の事務を一層効率的に進めるために、同意を要する理由及び基準について都道府県に周知徹底するとともに、事前の連絡・調整を綿密に行い、実質的な期間の短縮など事務処理の効率化に向けた取組を行う。	計画・地域イ	措置		
農業近代化のための資金融資について (農林水産省)	「農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン(平成17年4月1日付け16経営第8870号農林水産省経営局長通知)の冒頭にもある「都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るため」という趣旨の下、適正な表現に改め、周知徹底を図る。 【平成19年3月30日農林水産省経営局長通知】	計画・地域イ	措置済		
商工会議所の定款変更について (経済産業省)	商工会議所の定款変更については、変更する項目によって国と都道府県に認可権限が分かれているが、道州制特区法を踏まえつつ、商工会議所法の許認可事務に関する実際の申請者でありユーザーである商工会議所や、実際に認可を行っている都道府県から、認可申請の現状、問題点の有無等の実態を把握するため、平成19年度中を目途に調査をし、必要に応じ所要の見直しをする。	計画・地域イ	一部措置済	措置	

ウ 地方ごとに異なる規制等の問題

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公金納入書の規格・様式について (総務省)	納入書の規格・様式については、総務省において、民間からの要望を踏まえ、地方団体宛てに様式例を提示すること等を通じて、各団体がシステムの更新や改修の機会に様式統一化へ向けた変更を行っておくこと等について留意させる等の取組を引き続き進めることなどにより、その早期統一の実現へ向けた努力を継続する。	計画・地域ウ	逐次実施		
原動機付自転車に係る軽自動車税の納付におけるマルチペイメントネットワークの活用 (総務省)	自動車保有関係手続きのワンストップサービスシステムにおいて決済基盤として利用されているマルチペイメントネットワークについては、市区町村が接続することにより公金の納付に活用することが可能であることに着目し、原動機付自転車の所有者等の利便性を図る観点から、毎年度賦課徴収される軽自動車税(1,000円~2,500円)について、電子的に納付することが可能となるよう、市区町村におけるマルチペイメントネットワークの活用を推進する。	計画・地域ウ	逐次実施		
公共工事指名願いに係る諸手続き等の統一について (総務省)	現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。	計画・地域ウ	逐次実施		
医療装置搭載車に関する医療法上の許可について (厚生労働省)	各都道府県等の自治事務であることに配慮をしつつも、医療装置搭載車の活用が地域において進められているという実態を踏まえ、医療法上の許可のあり方について検討する。	計画・地域ウ	検討・結論		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
飲食店営業許可申請書の様式統一と事務処理の標準化 (厚生労働省)	地方公共団体の自治事務であることに配慮をしつつも、営業許可申請書については、過去の通知等を踏まえた地方公共団体における許可受付事務の実情を把握した上で、改めて手続きの利便性を向上させる観点から、標準的な様式の周知徹底を図るとともに、Eメール及び郵送での対応を促すべく、必要な措置を講ずる。	計画・地域ウ	措置		
指定業者登録様式の統一化 (総務省)	現在の申請作業に関して企業が抱えている具体的な不満・ニーズに基づく提案を踏まえた上で、各地方公共団体に対して、できる限り参加企業の作業負担低減を図るよう、技術的助言など必要な措置を講ずる。	計画・地域ウ	逐次実施		

エ その他

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
地方公共団体における規制改革の促進に向けた方策 (各府省、総務省)	<p>国においては地方分権の精神を十分尊重しつつ、国・地方を通ずる規制改革推進の観点から、地方公共団体に対し、積極的に規制改革に取り組むよう要請するとともに、国においても、地方公共団体における国の法令等に基づく規制について、必要に応じ検討・見直しを行うほか、以下に掲げる点について取り組む。</p> <p>なお、公共サービス分野における地方公共団体の行う事務・事業について、地方自治の観点を尊重しつつ、逐次、これに関する民間の参入に向け取り組むよう、各府省は地方公共団体に要請し、総務省は、優良事例を地方公共団体に周知するとともに、地方公共団体の取組状況を適切に把握し、公表する。</p>	計画・地域工	逐次実施		
(内閣府)	a 規制改革会議においても、今後とも構造改革特別区域推進本部との一層の連携を図りながら地方における実態の把握を行った上で、問題点や課題を明らかにしていく。	計画・地域工 a	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
(内閣府)	b 規制改革会議は、全国的な規制改革を一層推進するという観点から必要と考えられる場合には、関係府省に対し、地方における規制改革を支援するような形での技術的助言等を、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ行うよう求める。	計画・地域工 b	逐次実施		
(内閣府)	c 全国展開を図る事業者にとって、各種申請書類等の様式や仕様等が各地方公共団体において異なることは重い負担となる場合があるため、その統一化を望む声も多い。 したがって、上記のような要望が「規制改革集中受付月間」等を通じて寄せられ、かつ、それに国として対応することが地方分権推進の趣旨に反しない場合には、規制改革会議は、関係府省に対し、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しつつ、当該申請書類等の標準様式・仕様を作成し、地方公共団体へ提示を行うことを求める。	計画・地域工 c	逐次実施		
(公正取引委員会)	d 公正取引委員会により「競争政策の観点からみた地方公共団体による規制・入札等について」(平成11年6月)、「公共調達における競争性の徹底を目指して(公共調達と競争政策に関する研究会報告書)」(平成15年11月)が取りまとめられており、実態把握等に有益なものとなっているが、引き続き公正取引委員会は、地方公共団体における規制改革の推進に資する調査・提言を行う。 【地方公共団体における入札・契約の実態に関する調査報告書(平成16年9月8日)】 【公共調達における入札談合防止のための取組等の実態に関する調査報告書(平成17年10月14日)】	計画・地域工 d	逐次実施		

事項名	措置内容	当初計画等との関係	実施予定時期		
			平成19年度	平成20年度	平成21年度
過疎地域・辺地地域内における移動通信用鉄塔施設整備事業を地方単独事業として実施する要件の緩和 (総務省)	<p>総務省において、地方公共団体からのニーズや国庫補助事業等の施策との調整を含め、事業者負担要件の緩和に向けた検討を行う。</p> <p>【「移動通信用鉄塔施設整備事業における地方単独事業について」(平成19年4月20日付総行情第38号総務省自治行政局地域情報政策室長通知)】</p>	別表4 - 441	措置済		
既設のバス停の上屋に対する広告物の添加許可 (国土交通省)	<p>既設のバス停の上屋でバス利用者向けのロケーションシステムのような高度なサービスを提供する場合について、当該上屋へ広告物を添加し、その広告料収入を上屋の維持管理に必要な費用に充当させるとの取扱いについて検討し結論を得る。</p> <p>【「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占用の取扱いについて」(平成19年8月13日付国道利第7号国土交通省道路局長通知)】</p>	別表4 - 1268	措置済		
障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化 (総務省、厚生労働省)	<p>平成19年度中を目途に、普通地方公共団体の契約について、新たに障害者支援施設等からの役務提供を随意契約事由とする地方自治法施行令の一部改正を行う。</p> <p>【地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第25号)及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成20年総務省令第12号)】</p>	別表5 - 442,990	措置済 (平成20年3月施行)		